

【論文提出者】 山本 三郎

【論文題目】 竪穴式石室の研究 ―王権と埋葬施設―

【授与する学位の種類】 博士（文学）

【論文審査の結果の要旨】

山本三郎氏の『竪穴式石室の研究―王権と埋葬施設―』は、前期古墳の埋葬施設である竪穴式石室の分析をもとにして、初期ヤマト政権の成立過程およびその政治構造について論じたものである。

古墳時代は日本列島における国家形成期であり、古墳は中央と地方の政治的関係を表すものと評価される。そうした関係は三角縁神獣鏡や碧玉製腕飾類などの遺物研究から議論されることが中心であったが、山本氏は竪穴式石室の基底部構造に着目し、その共通性のなかに政治的関係の存在を読み取るという視点を提示する。竪穴式石室の基底部は古墳完成後には決してみることのできない箇所である。そのため、基底部構造を同じくする古墳、さらにはそうした古墳を築く首長のあいだには細かな情報までも共有する密接な関係が結ばれていたことが予想される。その情報とは埋葬施設構築時に行われる首長権継承儀礼に関するものであり、したがって基底部構造の共通性は首長どうしが強い政治的関係で結ばれていたことをも表している可能性が高いのである。山本氏のこうした分析視角はきわめて独創的であり、また政治的関係を石室という遺構から読み解いた点、さらにその先駆的業績である点も高く評価することができる。

この視点のもと山本氏は、畿内地域に築造された大型前方後円墳の竪穴式石室基底部には、粘土棺床を有すること、その下部や周囲に礫石を配することといった一定の決まり事がある点を指摘し、それを畿内様式と評価した。そして、そのような基底部構造の石室が大和や山城、河内、摂津などの畿内地域から播磨や吉備などの東部瀬戸内地域まで広く分布することを確認したうえで、初期ヤマト政権は当該時期最大の前方後円墳を築く大和盆地東南部の首長を中心としつつも東部瀬戸内から畿内地域までの首長が政治的連合関係を取り結ぶことによって成立したものであると論じた。さらに、共通の様式をもつ竪穴式石室基底部ではあるが細部には差異もみられることを的確に指摘し、なかでもやや異なる構造を採用する摂津の首長は連合政権に参画しつつも独立性の強い政治的立場を堅持していたと評価した。竪穴式石室基底部という容易に模倣することができない箇所に着目して導き出されたこれらの結論は高い説得力をもつ。

山本氏は畿内様式の竪穴式石室の成立過程、および埋葬施設の古墳時代前期後半以降への展開過程にも議論をおよぼすが、なかでも、弥生時代終末期に阿波や讃岐に展開した墓壙底中央をU字形に掘り込み薄い粘土棺床を設けるといった竪穴式石室が畿内様式成立のもとになっていることを論証した点は、初期ヤマト政権の成立に東部瀬戸内地域が重要な役割を果たしていることに関わりとくに重要である。また畿内様式成立以降、今度は播磨や吉備、阿波、讃岐の古墳に畿内様式の石室が受容されることを丹念な資料分析から立証した。さらに、東部瀬戸内地域から大阪湾沿岸地域が古墳時代に重要な役割を果たした理由を沿岸づたいに進む海上ルートが存在性に求め、そうした交通の要衝に大型前方後円墳が築造されていることを論じた。このように、本論は、地域における古墳動向の分析結果を日本列島古墳時代史のなかへ位置付けることに成功している。また、地域政権と中央政権のかかわり方の一端を具体的な考古資料の分析から描き出しており、今後、他地域における同種の研究にも大きな示唆を与えるものといえよう。

以上の所見により、本論は博士論文として適格であると判断する。

## 【最終試験の結果の要旨】

口頭試問は、平成 22 年 6 月 18 日の午前 9 時から 11 時まで、文法学部棟応接室にて実施された。まず学位申請者の山本三郎氏から論文内容についての簡潔な説明を受け、その後審査委員より多岐にわたる質問や意見が述べられた。なかでも古墳時代の開始時期をいつにとらえるのか、竪穴式石室基底部構造の共通性は何を意味するのかなどについての議論が熱心に行われたが、学位申請者は三角縁神獣鏡の副葬と畿内様式の竪穴式石室基底部構造の成立を古墳時代開始の指標ととらえていること、竪穴式石室基底部構造の共通性とはそれを構築する段階にかかわる情報の共有、すなわち共通の首長権継承儀礼を実施していることを示し、それは古墳に象徴される政治的関係の存在をも表す可能性が高いことを明解に説明した。

学位論文公開発表会は、同日の午後 12 時 50 分から 14 時 20 分まで、くすの木会館レセプションルームにて開催された。会場からは事実関係の確認などの質問が出されたが、学位申請者はそれらに対して的確に回答した。

以上の口頭試問および学位論文公開発表会を通じて、学位申請者が博士の学位にふさわしい研究能力ならびに関連領域にかんする包括的な知識を有していることが確認された。これにもとづき、申請者に博士（文学）の学位を授与することができると判断する。

## 【審査委員会】

主査	杉井	健
委員	木下	尚子
委員	小畑	弘己
委員	吉村	豊雄
委員	稲葉	継陽
委員	甲元	真之
委員	福永	伸哉